

怒りが、再審請求準備中に急逝した父・茂氏に代わり、遺族として、原告に加わる決意を後押ししたことを述べた。そして、「私は、永年小学校の教員をつとめてきました。六年生の社会科の授業では、日本は三権分立の国であると教えてきました。でも、裁判長が、裁判の一方の当事者に会い、裁判に関わる重要な内容を伝えていたというこの事実を鑑みると、私が教えてきたことは間違っていたと言わざるを得ません。これから社会科を教える教員には、迷いなく、事実として『三権分立』を教えることができるようになってほしいと願っています」と訴えた。

坂田氏の陳述が終わると、傍聴席から拍手が起きた。

◆土屋原告の意見陳述◆

続いて土屋原告の意見陳述があった。事件当時 20 代の若者だった土屋原告は既に 84 歳であるが、気力も足取りも確かだ。しかし、砂川闘争に加わり砂川事件で逮捕・起訴、一審伊達判決で一度は無罪判決を受けたものの、その後最高裁判決と差戻審により有罪となったことを背負ってきた 60 年はあまりにも長い。

土屋氏は、「駐留米軍は違憲であり、無罪とされた私が、憲法 37 条に明らかに違反した最高裁判決により、罰金 2,000 円の有罪、そして犯罪者とされたことで、人権も名誉も踏みにじられました」「裁判長、請求内容を十分に審議し、今こそ勇気を持って、日本の司法の公平・公正を示すためにも、この請求を認め、正義と法に基づく正当な判決がなされることを確信しています」などと述べた。陳述を終えると傍聴席から再び拍手が沸き起こり、裁判長が「静粛に」と言うのが聞こえたが、拍手は鳴りやまなかった。

この後、裁判長が、被告の国側に、認否を留保されている事実(田中耕太郎と米側の密談の事実)について認否するのはいつ頃の予定になるかと質問。国側は、9月2日頃を目途に、調査の上、必要な範囲で認否をしたいと考えていると答えた。続いて裁判長は、原告側に、被告の今回の答弁書に対する反論は9月2日までということによいかと確認、次回の口頭弁論を10月2日(水)の14時から第103号法廷で開くことを決め、14時50分に閉廷した。

◆記者会見と報告集会◆

15時から地裁の司法記者クラブで開かれた記者会見には、弁護団と原告が出席。20席近い記者席では、熱心にメモをとる記者の姿があった。その後16時から、弁護士会館507会議室で報告集会が行われた。こちらには、裁判の傍聴ができなかった方々も含めて80名あまりの参加者が、弁護団と原告による裁判の概要説明や、今回の国賠訴訟に対する思いに熱心に耳を傾け、活発な意見交換を行った。

【国の答弁書要旨】 ①田中耕太郎裁判長が裁判中に米大使らに会って裁判情報を漏らしていた事実は調査のうえ認否する。②不法行為による損害賠償請求は田中の行為から20年で行えなくなる(除斥期間の主張)。③損害の発生を知った時から3年で時効消滅する(消滅時効の主張)。④罰金の返還は刑事再審手続で実現するべきである。



支援カンパ振込先 (〒振込口座)

00130-5-433083

伊達判決を生かす会

通信欄には「国賠支援」とお書きください。

発行：伊達判決を生かす会

共同代表 土屋源太郎 島田清作 吉沢弘久(事務局長)

〒102-0085 東京都千代田区六番町1自治労会館 2階

自治退気付

電話 03-3262-5546 FAX 03-3263-2481